

平成 30 年

第 2 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第2回 定例・ <u>臨時</u> 委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成30年2月9日 午前・ <u>後</u> 2時00分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 3階 大会議室
閉会日時	平成30年2月9日 午前・ <u>後</u> 2時34分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2番委員 仲川 正道			
		3番委員 中村 友子	
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜 社会教育課 課長 越前 範行			
傍聴人	有・ <u>無</u>	有の場合、別紙のとおり	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第3号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について 議案第4号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について 議案第5号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第6号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第7号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
議案第4号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について (出席委員3、可決0、否決3)		
議案第5号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (出席委員3、可決0、否決3)		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本臨時教育委員会は、午後 2 時 00 分から開催した。</p>
<p>・ 委員全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から平成 30 年第 2 回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 3 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 議案第 3 号については、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第 3 号を秘密会といたします。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【秘密会】
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 3 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第 3、議案第 4 号「佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 ページ、6 ページの新旧対照表の方で説明いたします。
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市奨学金貸与条例につきましては、昨年 6 月の佐渡市議会において議決をいただきました。その議決をいただいた際に、総務文教常任委員会の方から、いわゆる委員会の審査報告というのが出ますが、その中で意見が付されました。貸し付ける相手については、あくまでも奨学生本人であると、その世帯の状況によるものではないということ、納税要件については撤廃すべきであると意見が付きましましたので、それを踏まえまして、今回この納税要件を撤廃するものです。教育委員会としましては、この納税要件に当てはまらない場合についても、納税の意思がある納税誓約書等の提出があれば、可としていましたが、実際のところこの納税要件そのものについて撤廃せよという総務文教常任委員会の方の意見、経過等を踏まえまして、今回納税要件を撤廃する改正を行うものです。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それで、条例の第 2 条の第 2 号ですか、本市に住所を有し、かつ、以下アンダーラインのところについて、納税要件が付記されております。それとただし書については、滞納があつたとしても、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでないという部分がありましたので、この 2 つを削除する改正になっています。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 5 号の方もまとめてお願いします。
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 ページと 9 の 2 が新旧対照表になります。規則については、貸し付けまでのさまざまな諸手続等が規定されておりますが、第 2 条につきましては、納税要件、市税等を滞納していない者と認めるときは、誠実な意思を有すると

	<p>認められるという文言の条文がありますので、納税要件に関します第1項の規定をそのまま削除し、以下2、3、4号について、順次繰り上げる改正になっております。</p>
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それから第3条、9の2ページになりますが、第3条の中に申請すべき諸手続の書類等がありますが、9ページの2に第4号、所得課税扶養証明書及び納税証明書がありますので、納税証明書の記載を削除するものです。 ・ 以上、条例と規則について改正を行います。よろしくご審議のほどお願いします。
<p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の議案第4号と5号についての説明ですが、意見、質問等ありましたらお願いします。仲川委員。 ・ まず、この条例及び規則の改正について、専決処理をしないで臨時会にかけていただきありがとうございました。この奨学金は非常に大事なものだと思しますので、専決ではなくて、全員が意見を述べることであればありがたいと思います。 ・ 今回これをいただきまして、先頃できたばかりの奨学金貸与条例の改正に再び取りかかっているということだと思います。今の話を伺いますと、総務文教委員会の意見に基づいてということでありました。そこまで走り過ぎていいのかという疑問をもっています。学校でも教えていることですが、「納税」というのは憲法にも明記されている3大義務の一つであります。「教育」、「勤労」、「納税」。3大義務の一つである、非常に大事な納税の義務について、全くそのことについてするりと抜けてしまう条例の改正は、よくないと思います。子どもに直接責任のないことだという意見がありましたが、親には責任があるのです。親は子どもを育ててきているわけであります。しかも未成年でありますので、さまざまな責任が伴っているのです。今までの条例の優れたところは、滞納している家庭であっても、それなりの誓約書を提出すればよろしいということになっていた。この機会にしっかりと納税を果たしてくださいという動きをとるのが私はいいと思います。改正には反対です。
<p>・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にご意見ありますか。佐藤委員、お願いします。 ・ 私もこれをいただいて読んで戸惑うというか、ここまで本当に本来あるべき姿というか、条件というか、そういったものを外していいものなのかどうか。仲川委員と同じく教育を受けさせる義務、労働の義務、納税の義務、これは今いろいろな場所で賦課金といいますか、そういったものの支払いについて地域でもいろいろな組織で述べられて、それはしっかり位置づけのはっきりしているものについては、支払いをしなきゃいけないということで、全てがいろいろな機関で頑張っておるところであります。そういったところで、これからの人材を育てるための奨学金貸与にかかわる条例の中で、非常に根幹の一つであるこの条件を全く外してしまうというのは、私も違うのではないかなと、矛盾しているのではないかなと、こう思います。特別な場合は、市長が認めるという条件がせつかくあるのに、そういった原則そのもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<p>をなくして、そして特別な配慮もするという事すら余地をなくしてしまうのは、私も反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田課長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実は、このそもそもの条例を制定する際も、その辺のあたりを事務局サイドで議論したことがあります。今どちらかというと、外す方向が主流になっています。現在、佐渡市を含めて5市くらいが納税要件を入れておりますが、他の自治体はなかったという実態がありました。当初22、23年ごろですか、最初の奨学金制度をつくる際には、佐渡市としては、やはり市民から預かった大事な税金をそのように使う以上は、返済できない場合の保証人としての担保をとるべきだろうということに基づいて、議会の方に提案をいたしました。また、議会の方は、同じ趣旨で特に一律対象外とするのはだめだから、市長の特認条項等をつくれと、そのことで市長が特別認めるのはどのような場合かということを経済に説明し、この条例を通していただいたという経過がありました。 ・ 今回については、昨年の6月にも意見があり、12月にもこの意見はかなりの総意を占める意見がありましたので、他市の状況等、この前の議会等の意見等も踏まえて改正をしたという経過です。最初の条例を制定した際についても、議会（議員）の方からその話がありました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にご意見ありますか。 ・ 参考ですが、先ほどの納税要件、特に市長が認めるということとはどのことかということで、地震や風水害、火災等による資産の重大な損失があった場合、主たる家計支持者の死亡、就労困難、そして傷害等、家族の疾病、傷害、その他これに類する事由等、これが市長が特に認めるというわけですが、ここに当てはまらなくて、今後真面目に納付するという納税意思があれば、誓約書等があればとにかく認めるというのが本来の条例の趣旨だったのですが、そもそもこれを全く撤廃するという議会の意見が当初制定した際よりも、今回の方が強く、この改正に至った理由の一つです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見いかがでしょうか。 ・ さっきの件ですが、吉田課長が先ほど言われた誓約書をもって認めるということの方が理にかなっている。私もかつて教育者だった人間ですが、奨学金をもらうということは、人様のお金を使わせていただくということです。それなりの覚悟が必要だ。親も誓約書を出してある程度の覚悟を示し、子どももこの奨学金をいただいて志を達成する努力をするのだという方向性が正しい。何もなくて、ただお金を与えるというのは、私は教育的に望ましくないとします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 信田委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にご意見いかがでしょうか。反対意見が2つほど出ております。賛成意見がないということになるのかなとは思っています。 ・ 賛成の意見ありますでしょうか。 ・ 信田委員、お願いします。 ・ 私も1回読んでみたときには、ああ、じゃどうでもそういう区切りがなく

<p>・渡邊教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>でも誰でももらえるのかな。やっぱり納税のことでかなりほかに結構生活に困っているおうちでない感じがします。聞くと何か滞納しているのだよとか、水道とか、その辺あるのですが、だからやっぱり一応言葉として削除をしまわなくて、ここに新しいのに載せていて、それでいろいろの条件のもと、納税のことが出てきても、それは仕方がないし、そのときの判断でいいと思いますので、文章の中には一応入れていてもらって、削除をしないで残しておいた方がいいのではないかなと思います。あってもいろいろな対応ができると思います。</p> <p>・ ありがとうございます。</p> <p>・ 他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>・ 発言なし</p> <p>・ では、これより採決に入りますが、ただ今の意見の中では原案否決ということになりますが、原案否決でご異議ありませんか。</p> <p>・ 異議なし</p> <p>・ では、「佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」及び「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、否決といたします。</p> <p>・ 次に、日程第5、議案第6号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」です。</p> <p>・ 事務局の説明を求めます。</p> <p>・ それでは、議案第6号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。</p> <p>・ お手元の資料の10から13ページになります。よろしくお願ひします。</p> <p>・ 本案につきましては、新穂行政サービスセンター、それから新穂地区公民館、小木行政サービスセンター、小木地区公民館の供用開始に当たり、公民館の使用料を定め、新穂地区公民館の位置を変更するものであります。両施設とも、平成30年度末には建設工事が竣工する予定です。その後備品搬入等に係る期間が必要になるため、行政サービスセンターにつきましては、5月7日を供用開始の予定としております。公民館の利用も供用開始の日にそろえて条例改正の施行日を5月7日としたいと思っております。</p> <p>・ それでは、お手元の資料11、12ということで、新旧対照の12ページをお願いしたいと思います。第3条の2項ということで、先ほど言いました新穂地区の公民館の位置の変更ということでもあります。佐渡市新穂瓜生屋490番地を佐渡市新穂瓜生屋501番地に変更するものです。</p> <p>・ それから、別表にそれぞれ施設の会議室等の室名が書いてありますが、使用料1時間当たりの時間、部屋の数や、それぞれの金額が変わるということで、12ページは新穂地区の公民館、13ページは小木地区の公民館という形での料金の改正、それから部屋の名称も変わるということです。</p> <p>・ なお、公民館の利用料につきましては、平成24年4月1日に全施設を統一しております。面積に会議室等は6円、調理室は8円を乗じるということ</p>
--	--

	<p>で、100 円未満を切り捨てた額を1時間当たりの使用料として定めていますので、今回の条例改正につきましても、同じ計算により使用料を定めています。そちらに書いてある金額がその1時間当たりの金額ということですので、ご確認いただければと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいま説明がありましたが、質問、意見ありましたらお願いします。よろしいですか。番地が変わるということです。 ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第6、議案第7号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。越前課長。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第7号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。 ・ 本案につきましては、社会教育施設の見直しにより、小木体育館を廃止するものであります。小木体育館につきましては、今年の4月に老朽化により天井の落下がありました。危険なためその後の使用を休止している状態です。その代替施設ということで、利用者につきましては現在小木のB&Gの体育館、それから小木小学校の体育館を利用しております。条例廃止後につきましては、平成30年度に解体工事を行う計画となっております。それで、お手元の新旧対照表16ページです。別表1ということで、小木の体育館1と附属施設ということで書いてありますが、この欄を削るということでお願いしたいというものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明につきまして、質問、ご意見ありましたらお願いします。現在使われていない小木の体育館を削除するということです。よろしいでしょうか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「佐渡市体育施設条例の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第7、議案第8号「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止す

<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<p>る条例の制定について」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案につきましては、南佐渡離島開発総合センターを廃止し、小木行政サービスセンター、小木地区公民館に公民館機能を統合するものです。小木行政サービスセンター、小木地区公民館が5月から供用開始の予定となっていることから、南佐渡離島開発総合センターはそれまで使用することとし、条例廃止の施行日を5月1日としております。なお、2階の海運資料館は資料整理と引っ越しに時間を要することから、現在休館中となっております。条例の廃止後につきましては、平成30年度に解体工事を行う計画となっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしくご審議をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に質問、意見等がありましたらお願いします。いかがでしょうか、新しい庁舎設置に伴って廃止ということであります。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第8、次回の定例会の開催日についてですが、事務局の説明をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月26日月曜日3時半からということをお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の日程、2月26日月曜日午後3時30分からということになります。 ・ 以上で平成30年第2回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後2時34分終了</p>